

公告

糸島市が発注する建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

糸島市長 月 形 祐 二

1 入札に付する事項

(1) 工事名等	波多江小学校給食室改築工事
(2) 工事場所	福岡県糸島市波多江駅北四丁目
(3) 工事概要	建築主体工事 1 式 給食棟 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建増築 建築面積 501.00 m ² 延べ床面積 603.96 m ² エレベーター棟 構造 鉄骨造 4 階建増築 建築面積 21.90 m ² 延べ床面積 87.60 m ² ゴミ置き場 構造 鉄筋コンクリート造 1 階建 建築面積 7.00 m ² 延べ床面積 7.00 m ²
(4) 工 期	契約締結の日から平成 30 年 1 月 31 日まで
(5) 予定価格	183,955,654 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(6) 最低制限価格	165,560,088 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 原則として 2 年以上引き続き同種の業務を営んだ実績を有する者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められない者であること。
- (5) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、本公告時点において有効な糸島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（以下「業者

登録名簿」という。)に登録されている者であること。

- (7) (6)のうち糸島市内の本店又は支店等で登録されている者については、業者登録名簿に第一希望業種又は第二希望業種が建築一式工事、かつ、資格審査による総合数値が 700 点以上で登録されている者であること。
- (8) (6)のうち糸島市内の本店又は支店等以外で登録されている者については、業者登録名簿に第一希望業種又は第二希望業種が建築一式工事、かつ、資格審査による総合数値が 820 点以上で登録されている者であること。
- (9) 平成 18 年 4 月 1 日以降(過去 10 年間)に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事で、契約金額(共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じて得た額)が、糸島市内の本店又は支店等で登録されている者については 9,000 万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)、糸島市内の本店又は支店等以外で登録されている者については 1 億 5,000 万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)のものの施工実績(民間工事实績を含む。)を有する者であること。

なお、本公告において同種工事とは、鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事、鉄筋コンクリート造建築工事又は鉄骨造建築工事とする。

- (10) 本件工事において、建設業法及び関係法令に適合する監理技術者を配置できる者であり、かつ、その監理技術者と継続的な雇用関係を有する者であること(入札参加資格確認申請の日前 3 か月以上)。

また、その監理技術者は、平成 18 年 4 月 1 日以降(過去 10 年間)に引渡しが完了した同種工事の現場代理人、監理技術者又は主任技術者としての従事経験を有する者であること。

- (11) 本公告の日から開札日までの間に、糸島市、福岡県及び国土交通省九州地方整備局から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (12) 4 (1)の書類に虚偽の内容がないこと。

3 入札に必要な書類を示すべき場所等

- (1) 入札説明書、申請書等(仕様書及び図面を除く。)の交付

ア 交付期間 本公告の日から平成 28 年 12 月 22 日まで

イ 交付場所 糸島市総務部管財契約課契約検査係 / 市役所第二庁舎 2 階
(以下「市役所管財契約課」という。)

ウ 市ホームページからダウンロードして入手することもできる。

「市ホームページ・トップページ」→「企業・事業者」→「入札・契約情報」
→「公告・告示」

市ホームページのアドレス <http://www.city.itoshima.lg.jp/>

- (2) 仕様書及び図面の閲覧

ア 閲覧期間 本公告の日から平成 29 年 1 月 13 日まで

イ 閲覧場所 市役所管財契約課

- (3) 仕様書及び図面の貸出等

ア 貸出期間 平成 28 年 12 月 28 日から平成 29 年 1 月 13 日まで

イ 貸出場所 市役所管財契約課

ウ 貸出期間中、市役所管財契約課に電話連絡して予約すること。また、PDF データでの配付を希望する場合は電子メールにて問い合わせすること。

エ 当該仕様書及び図面は、本件工事の入札又は施工以外に利用してはならない。

(4) 質疑書の提出及び回答

入札説明書、仕様書、図面等に対する質問がある場合は、質疑書（任意様式 A4 サイズ）により質問することができる。

ア 受付期間 平成 28 年 12 月 28 日から平成 29 年 1 月 10 日まで
（ただし、最終日の受付時間は正午まで）

イ 提出先 市役所管財契約課

ウ 提出方法 ファクス送信のみ。事前に市役所管財契約課に電話連絡すること。

エ 回答方法 平成 29 年 1 月 13 日までに、回答書（ファクス送信）により行う。

オ エの回答書は、次により閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間 平成 29 年 1 月 13 日から平成 29 年 1 月 19 日まで

(イ) 閲覧場所 市役所管財契約課

(5) 本件工事の現場説明会は、実施しない。

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次のアからクまでの書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、原則として提出された書類の差し替えは認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）

イ 同種工事の施工実績調書（指定様式）

ウ 配置予定技術者重複申請状況調書（指定様式）

エ 配置予定技術者等の資格・工事経験調書（指定様式）

オ 建設業許可通知書の写し

カ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

キ 市税の現に滞納がないことの証明

ク 誓約書（暴力団関係者排除に関するもの。指定様式）

ウの配置予定技術者重複申請状況調書については、申請書等の提出期限日において、入札の日時が到来していない他の条件付一般競争入札の参加資格確認申請の配置予定技術者と重複がないときは省略できるものとする。

(2) 申請書等の提出期限等

ア 提出期限 平成 28 年 12 月 22 日 午後 5 時まで

イ 提出先 市役所管財契約課

ウ 提出方法 持参のこと。

- (3) 入札参加資格確認結果は、平成 28 年 12 月 27 日までに各申請者へ通知する。

なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

- (4) (3)の結果、入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、書面（任意様式 A4 サイズ）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間 平成 28 年 12 月 28 日から平成 29 年 1 月 10 日まで
（ただし、最終日の受付時間は正午まで）

イ 提出先 市役所管財契約課

ウ 提出方法 ファクス送信のみ。事前に市役所管財契約課に電話連絡すること。

エ 回答方法 平成 29 年 1 月 13 日までに、書面（ファクス送信）により行う。

- (5) 入札参加資格があると認められた者であっても、(3)の通知の後、糸島市から指名停止の措置を受けるなど入札参加資格がないと市長が認めたときは、本件入札参加資格を取り消すものとする。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 29 年 1 月 19 日 午前 9 時
(2) 場所 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号 糸島市役所会議室（12 号会議室）

6 入札の方法等

- (1) 入札は、入札書の提出により行う。
(2) 入札書の提出は、持参に限る。
(3) 入札書の持参は、代表者又は代理人によらなければならない。代理人が提出する場合は、委任状を提出しなければならない。
(4) 入札回数は 1 回とする。
(5) 入札参加者は、糸島市が入札書を受領するまでの間はいつでも入札を辞退することができる。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 入札終了後、直ちに行う。
(2) 場所 本件入札の場所に同じ。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 6 に定める方法以外で提出された入札
(2) 入札書に入札件名等の必要事項が記載されていない入札
(3) 入札書の記載内容が一致しない入札
(4) 糸島市契約事務規則（平成 22 年糸島市規則第 60 号）第 12 条の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者のした入札
(5) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した入札

9 入札の注意事項

入札の執行に当たり、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。

10 入札保証金の納付 免除

11 契約保証金の納付

地方自治法施行令第 167 条の 16 及び糸島市契約事務規則第 23 条の規定により糸島市と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の 100 分の 10 以上とし、契約の締結前に納付しなければならない。ただし、糸島市契約事務規則第 24 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 市役所管財契約課の連絡先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

電話番号 092-323-1111 (内線 1234・1235)

ファクス番号 092-324-8355

電子メール kanzaikeiyaku@city.itoshima.lg.jp

(3) 市役所管財契約課の窓口受付は、糸島市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間とする。